

事 件 番 号	平成 30 年（ワ）第 38585 号（第 1 事件） 平成 31 年（ワ）第 10171 号（第 2 事件）	言 渡 日	令和 3 年 9 月 1 日
事 件 名	損害賠償請求事件		
裁 判 所	東京地方裁判所民事第 29 部		
原 告	F（第 1 事件・第 2 事件）	訴訟代理人弁護士	比留川浩介 外 2 名
被 告	G（第 1 事件・第 2 事件） 株式会社歯愛メディカル 株式会社デンタルフィット（第 2 事件）	訴訟代理人弁護士	河合弘之 外 3 名
意匠に係る物品	入れ歯入れ容器		
関 連 条 文	民法 704 条、民法 709 条、民法 719 条 1 項前段		
主 文	1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。		
判 決 要 旨	争点 1 意匠登録を受ける権利の侵害に関する被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の成否 入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状は、デザイン面から設計されたものではなく、専ら機能的な側面から設計されたものと認めるのが相当である。そして、原告が設計した当該ヒンジの形状は、蓋をスムーズに二段階で開けるのに最適な形状であることからすると、蓋に上記のような機能を持たせるためには、本件製品が有するヒンジのような形状を採用することが不可欠と認めるのが相当である。したがって、原告が設計した入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状は、そもそも、意匠としては保護されないというべきである。 加えて、入れ歯入れ容器のヒンジ部分が明確に視認できるのは、蓋を大きく開いた際であるところ、当該部分は、蓋を 180 度まで開いた状態であっても、その縦及び横の長さがいずれも本件製品の奥行及び幅の各 6 分の 1 程度であり、本件製品全体の形状のごく一部を占めるにすぎず、本件製品の形状の全体により視覚を通じて起こさせる美感には大きな影響を及ぼさないというべきである。 そうすると、原告が入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状を設計したとしても、本件製品又は本件意匠の形状の創造、作出の過程に原告の意思が直接的に反映されていると認めることはできない。		

事案の概要

本件は、被告 G が自らを創作者とする入れ歯入れ容器の意匠に係る意匠登録出願をして意匠権の設定登録（意匠登録第 1124884 号）を受け、被告 G 並びに同人が代表取締役を務める被告歯愛社及び被告デンタル社において、本件意匠の実施品である入れ歯入れ容器を販売し

たことについて、原告が、主位的に、（１）被告Gの本件意匠登録出願は原告が創作した意匠についての冒認出願であり、被告らが本件意匠権の実施品である本件製品を販売した行為は原告の本件意匠の意匠登録を受ける権利を侵害するものであるから、被告らには共同不法行為が成立すると主張して、被告らに対し、民法719条1項前段に基づき、連帯して、意匠登録を受ける権利の対価相当額である2億23800万円及び弁護士費用相当額である200万円並びにこれらに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、（２）被告Gによる上記冒認出願は、原告の創作者名誉権を侵害するものであると主張して、被告Gに対し、民法709条に基づき、慰謝料300万円及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求め、予備的に、被告らは、上記冒認出願に係る本件意匠権の実施品である本件製品を独占的に販売して、法律上の原因なく本件意匠に係るライセンス料相当額の利益を受け、そのために原告に損失を及ぼしたとして、民法704条に基づき、被告Gに対し9302万円、被告歯愛社に対し9029万円、被告デンタル社に対し4469万円及びこれらに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

東京地裁は、原告の請求はいずれも理由がないとして、原告の請求を棄却した。

1. 前提事実

（１）当事者等

ア 原告は、金型の作成等を業とする有限会社F製作所の代表者である。

イ 被告歯愛社は、平成12年1月5日に設立された歯科衛生商品の製造、販売等を目的とする株式会社である。

被告デンタル社は、平成20年4月9日に設立された、医療用機械器具、医療用材料の販売等を目的とする株式会社である。

被告Gは歯科医師であり、かつ、被告会社らの代表取締役を務める者である。被告会社らが設立される以前には、個人として、歯科衛生商品の製造販売業を営んでいた。

ウ 有限会社H化学工業所は、プラスチック製品の製造等を業とする有限会社であり、平成30年10月29日に解散し、平成31年1月26日に清算が終了した。同社は、平成10年頃から被告Gと取引関係にあった。なお、平成6年9月12日以降のH化学の代表者はHであった。

2. 争点

（１）意匠登録を受ける権利の侵害に関する被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の成否（争点1）

（２）創作者名誉権の侵害に関する被告Gに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の成否（争点2）

（３）損害の発生等及び損害額（争点3）

ア 損害の発生及び相当因果関係の有無（争点3-1）

イ 損害額（争点3-2）

（４）不法行為に基づく損害賠償請求権に係る消滅時効の成否（争点4）

(5) 不当利得返還請求権の成否 (争点5)

(6) 権利の濫用の成否 (争点6)

3. 本件登録意匠

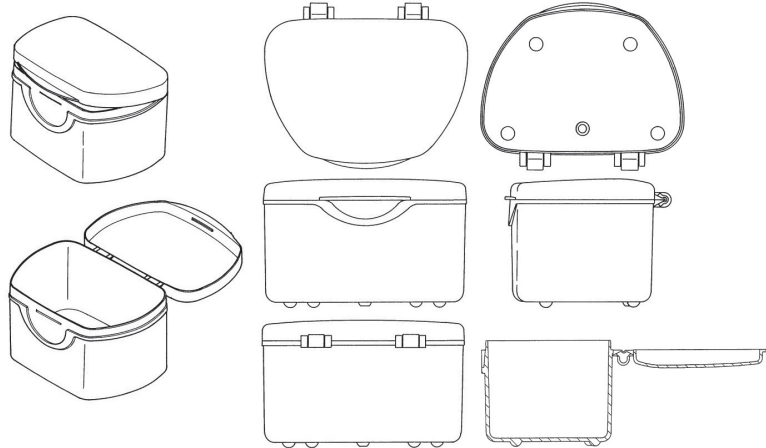
出願日 平成11年7月12日

登録日 平成13年9月7日

登録番号 意匠登録第1124884号

意匠に係る物品 入れ歯入れ容器

創作者 被告G



裁判所の判断

1. 争点1 (意匠登録を受ける権利の侵害に関する被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の成否) について

(1) 認定事実

ア 前記前提事実並びに証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 被告G、H及び原告は、平成11年1月ないし2月頃、上記入れ歯入れ容器の製作に関して打合せを行った。

(イ) 原告は、打合せの後、CADを用いて、同打合せの際に提案した二重構造のヒンジ部分の設計を行った。こうして、本件製品の金型が完成し、原告は、完成した金型と製品のサンプルをH化学に納品した。また、原告は、被告Gとの間で、入れ歯入れ容器に関する事業を立ち上げた際の利益分配に関する話をしたことはなかった。

(ウ) 被告Gは、平成11年7月12日、弁理士を代理人として、本件意匠の意匠登録出願を行い、平成13年10月29日、その登録を受けるに至ったが、本件意匠公報に記載された図面は、原告が作成したものではない。

イ 原告の供述及び陳述書の記載においては、前記アの認定事実に反する部分があり、また、原告は被告Gの供述の信用性を争うので、同事実を認定した理由について補足して説明する。

(ア) 原告の供述等について

a 原告は、①かねてから入れ歯入れ容器を製作したいと思っていたところ、被告Gから歯間ブラシの金型の製作を依頼された際、被告Gと協力して互いに利益を挙げようと考え、被告Gに対し、入れ歯入れ容器の製作を持ち掛けたこと、②かわいら

しく、使い勝手が良い入れ歯入れ容器となるように、設計において試行錯誤を繰り返し、容器全体に丸みのある形状を持たせるとともに、蓋と本体を見分けやすくするためのつば、蓋を開けやすくするための湾曲部分、二重構造のヒンジ等を設計したものであり、外形の大きさは咬合器を使って決めた旨を供述し、陳述書にも同旨の記載がある。

- b まず、前記a①の供述について検討すると、原告は、本人尋問において、顧客の指示に従って金型を設計製作し、基本的には自らプラスチック製品のアイデアを出すことはない供述しており、そもそも、原告は、金型の作成等を業とするF製作所の代表取締役であって、入れ歯入れ容器として適切な形状に係る知見や意匠の創作を含む物品のデザインの経験を有していたなどの事情もうかがわれないことから、歯間ブラシの金型製作を一度受注したことがあるにすぎない被告Gに対し、入れ歯入れ容器の製作を持ち掛けるというのは、経緯として唐突かつ不自然であるといわざるを得ない。

この点に関し、原告は、両親が入れ歯を茶碗やコップに入れていたことについて格好悪いとの印象を持っており、機会があれば作ってみたいと思っていたと供述するが、本件全証拠によっても、その供述内容を裏付けるに足りる事実を認めることができない上、仮に、原告が同供述のとおり機会があれば入れ歯入れ容器を製作したいと考えていたとしても、事実の経過として唐突かつ不自然であるという上記評価を左右するものではない。

また、原告は、本人尋問において、被告Gとの間で利益分配の方法に関する話をしなかったばかりか、被告Gに対し、入れ歯入れ容器に丸みを帯びた形状を持たせることや二重構造のヒンジを取り入れることなどのデザインに関する相談をしなかった旨を供述しており、この供述は、被告Gと協力して入れ歯入れ容器を販売し、利益を挙げようと考えて話を持ち掛けたとする前記a①の供述と整合せず、同供述の信用性に疑問を抱かせるものである。

- c 次に、前記a②の供述についてみると、原告の発案により、入れ歯入れ容器のうちヒンジ部分を二重構造とすることとなったという点は、被告Gの供述と一致するが、その余の部分の形状を原告が決定したことを裏付ける事実を認めるに足りる証拠はない上、前記bのとおり、金型の作成を専門とする原告が、入れ歯入れ容器としてふさわしい形状について知見を有していたとは認められないし、需要者の購入意欲を高めるデザインを創作することにつき経験を有していたとも認められない。

また、咬合器の大きさは一定である一方、入れ歯の大きさは患者によって大きく異なるものと認められるから（被告G本人）、咬合器から入れ歯を入れるための容器の大きさを決めることは困難であると考えられ、この点に係る前記a②の供述は、不合理であるというほかはない。

- d 以上によれば、前記a①及び②の原告の供述等は、不自然、不合理な点があり、裏付けを欠くものでもあるから、これを採用することができない。

(イ) 被告Gの供述等について

原告は、平成 11 年に原告、H 及び被告 G が行った打合せの回数や本件製品のデッサンの作成過程に関する被告 G の供述及び陳述書の記載には変遷があると主張するが、その指摘に係る部分は、実質的にみて変遷とはいえないか、被告 G の供述等の信用性を左右するほどの重大な変遷とはいえない。

また、原告は、被告 G が、デッサンを作成したと供述等しながら、実際にそのデッサンを証拠として提出していないことを理由に、被告 G の供述は信用できないと主張する。しかし、被告 G は、本人尋問において、被告 G が作成したデッサンは、寸法を含めた本件製品のデザインを原告及び H に伝えるためのものであったと供述しているところ、本件製品が完成してから 20 年が経過した現時点において、被告 G がそのような目的で作成したデッサンを保管していないとしても、何ら不自然なこととはいえず、被告 G の供述の信用性を覆す事情とはいえない。

むしろ、歯科医師としての経験から、使いやすく、安価で買い替えしやすい入れ歯入れ容器を作りたいと考えて、本件製品の販売を企図し、PDR 社の入れ歯入れ容器等を参考とする商品として示し、詳細な寸法を記載したイラストに基づき、入れ歯入れ容器の製造を委託した旨の被告 G の供述等は、平成 11 年当時、歯科医師として稼働するとともに、個人として歯科衛生商品の製造販売業を営んでいたこと、現に、本件製品の金型の製作を発注する前にも歯間ブラシを販売するなどしていたこと、PDR 社は、平成 10 年から、「デンチャーハウスプレーン」という商品名の入れ歯入れ容器を販売していたことといった事実と整合的であるし、供述の内容としても自然かつ合理的である。

加えて、反対尋問を経ていないものではあるが、H の陳述書の記載内容と合致するというのも、被告 G の供述等の信用性を一応基礎付け得るということができる。

したがって、変遷等が存在するとして被告 G の供述等の信用性を争う原告の主張は、いずれも採用することができない。

ウ 意匠の創作をした者に関する検討

前記前提事実及び前記アの認定事実を踏まえ、まず、本件意匠の創作者が原告であるか否かを検討する。

(ア) 意匠登録を受けるためには、意匠法 3 条 1 項柱書所定の「意匠の創作をした者」に該当する必要があるところ、「意匠の創作をした者」とは、意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形状の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形状の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、単に課題を指示ないし示唆に止まる命令者はこれに含まれないものと解するのが相当である。

(イ) a 本件についてこれをみるに、前記アのとおり、被告 G は、使いやすく、安価で買い替えやすい入れ歯入れ容器を作ることを着想し、歯科医師として患者に対し入れ歯の保管に関する指導をしてきた経験を活かして、当時流通していた入れ歯入れ容器のデザインを参考にし、全体的に丸みを帯びた形状であるなどの特徴を有する本件製品の形状を形成するに至り、もって、同製品により体现された本件意匠を創造、作出したものである。しかも、被告 G は、単に本件製品のデザインのアイデア

を提示したのみならず、その設計に際して、周囲の意見を参酌しつつも、詳細な寸法を書き込んだデッサンを自ら作成し、当該デッサンに基づき、原告に対して本件製品の金型の製作を指示しているから、本件製品により体现された本件意匠の創造、作出には、被告Gの意思が直接的に反映されているというべきである。

これに対し、原告は、前記アのとおり、被告Gから、入れ歯入れ容器の形状や寸法について指示を受けた上で、これに基づき、製品図面である本件図面（甲1）や金型図面を作成した上、金型を納入したものであるから、原告はいわば補助者としての立場で本件意匠の創造、作出に関与したものにすぎず、上記創造、作出の過程には、原告の意思が直接的に反映されているものとは認め難い。

- b なお、原告は、前記アのとおり、入れ歯入れ容器のヒンジ部分を二重構造のものとするのを被告Gに提案し、同（イ）のとおり、その形状を具体的に設計したものである。

しかし、前記アのとおり、入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状は、高齢者でも容器内の水や洗浄液をこぼすことなくスムーズに蓋を開けることができるようにするため、入れ歯入れ容器の蓋を開けるとまず少し開き、更に蓋を開くと120度くらいの角度で止まるように設計されたものである。そうすると、当該部分の形状は、デザイン面から設計されたものではなく、専ら機能的な側面から設計されたものと認めるのが相当である。そして、原告が設計した当該ヒンジの形状は、蓋をスムーズに二段階で開けるのに最適な形状であることからすると、蓋に上記のような機能を持たせるためには、本件製品が有するヒンジのような形状を採用することが不可欠と認めるのが相当である。したがって、原告が設計した入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状は、そもそも、意匠としては保護されないというべきである。

加えて、入れ歯入れ容器のヒンジ部分が明確に視認できるのは、蓋を大きく開いた際であるところ、別紙1 本件意匠公報記載の図面及び本件図面のとおり、当該分は、蓋を180度まで開いた状態であっても、その縦及び横の長さがいずれも本件製品の奥行及び幅の各6分の1程度であり、本件製品全体の形状のごく一部を占めるにすぎず、本件製品の形状の全体により視覚を通じて起こさせる美感には大きな影響を及ぼさないというべきである。

そうすると、原告が入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状を設計したとしても、本件製品又は本件意匠の形状の創造、作出の過程に原告の意思が直接的に反映されていると認めることはできない。

- （ウ） 以上によれば、原告が、本件意匠の創作に実質的に関与した者とは認められず、よって、意匠法3条1項柱書所定の「意匠の創作をした者」に該当するとは認められないというべきである。

エ 前記ウのとおり、原告が本件意匠の創作者であるとは認められないから、本件意匠について意匠登録を受ける権利が原告に帰属していたとは認められない。

（2）小括

以上によれば、争点1に関するその余の点について判断するまでもなく、原告の意匠

登録を受ける権利の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求は理由がない。

2. 争点2（創作者名誉権の侵害に関する被告Gに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の成否）及び争点5（不当利得返還請求権の成否）について

原告は、本件意匠の創作者とは認められない。

そうすると、争点2については、被告Gが原告の創作者名誉権を侵害したとは認められず、また、争点5については、被告らに法律上の原因によらない利益が生じたとも、原告に損失が生じたとも認められない。

したがって、原告の創作者名誉権の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求及び不当利得に基づく返還請求は、いずれも理由がない。

3. 結論

以上の次第で、その余の点を判断するまでもなく、原告の被告らに対する請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第29部 裁判長裁判官 國分隆文

裁判官 小川 暁

裁判官 佐々木亮

判決にまつわる検討

本件は、歯科医師である被告Gが自らを創作者とする入れ歯入れ容器の意匠に係る意匠登録出願をして意匠権の設定登録（意匠登録第1124884号）を受け、被告G並びに同人が代表取締役を務める被告歯愛社及び被告デンタル社において、本件意匠の実施品である入れ歯入れ容器を販売したことについて、原告が、被告Gの本件意匠登録出願は原告が創作した意匠についての冒認出願であり、被告らが本件意匠権の実施品である本件製品を販売した行為は原告の本件意匠の意匠登録を受ける権利を侵害するものであるから、被告らには共同不法行為が成立すると主張し、被告らに対し、意匠登録を受ける権利の対価相当額を、また、原告の創作者名誉権を侵害するものであると主張して、被告Gに対し、慰謝料の支払いを求めたものである。

東京地裁は、金型の作成等を業とするF製作所の代表取締役である原告が、「歯間ブラシの金型製作を一度受注したことがあるにすぎない被告Gに対し、入れ歯入れ容器の製作を持ち掛けるとするのは、経緯として唐突かつ不自然であるといわざるを得ない。」とし、被告Gは、「使いやすく、安価で買い替えやすい入れ歯入れ容器を作ることに着想し、歯科医師として患者に対し入れ歯の保管に関する指導をしてきた経験を活かして、当時流通していた入れ歯入れ容器のデザインを参考にし、全体的に丸みを帯びた形状であるなどの特徴を有する本件製品の形状を形成するに至り、もって、同製品により体现された本件意匠を創造、作出したものである。」「しかも、被告Gは、単に本件製品のデザインのアイデアを提示したのみならず、その設計に際して、周囲の意見を参酌しつつも、詳細な寸法を書き込んだデッサ

ンを自ら作成し、当該デッサンに基づき、原告に対して本件製品の金型の製作を指示しているから、本件製品により体现された本件意匠の創造、作出には、被告Gの意思が直接的に反映されているというべきである。」とし、これに対し、原告は、「被告Gから、入れ歯入れ容器の形状や寸法について指示を受けた上で、これに基づき、製品図面である本件図面（甲1）や金型図面を作成した上、金型を納入したものであるから、原告はいわば補助者としての立場で本件意匠の創造、作出に関与したものにとすぎず、上記創造、作出の過程には、原告の意思が直接的に反映されているものとは認め難い。」として、「原告が入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状を設計したとしても、本件製品又は本件意匠の形状の創造、作出の過程に原告の意思が直接的に反映されていると認めることはできない。」として、原告が、「本件意匠の創作に実質的に関与した者とは認められず、『意匠の創作をした者』に該当するとは認められないというべきである。」「本件意匠について意匠登録を受ける権利が原告に帰属していたとは認められない。」として原告の請求を棄却したものである。

冒認出願の立証は大変難しいものである。甲1の設計図に日付があったとして、創作の主体は誰だったのか、意匠全体のデザインを誰が決定し、出願図面を作成したのは誰なのか、設計や金型製作にあたり、出願を考えている者は、それが後々争いにならないよう、丁寧な契約をしておくことが肝要であると思料する。本件では、容器全体の創作の主体は被告Gであったと判断されたものである。

デザイナーや金型設計者は製品の製造者に対して通常弱い立場であるが、このデザインは自ら独自に考えたものといえる場合には、その日付の立証を考えておく必要がある。自身による、創作日誌等の証拠の保全が重要であると思料する。また、たとえヒンジ部分のみのデザインであっても、その創作が新規なものであれば、部分意匠としての登録も可能である。

共同創作の場合でも創作者を誰にするかは難しい問題である。当初予期しない程、その製品が売れた場合、後日揉める原因になりかねないものである。「意匠を創作した者」を誰にするかについて、お互いにしっかり契約を結んでおくことをお勧めしたい。

東京地裁は、被告Gの供述の信用性を争う原告の供述等に対し、補足して説明を行い、丁寧に判示している。

甲一号証「本件図面」より抜粋

